

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」とであると明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって国においては、上記の環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

福島県双葉町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣